

主 文

労働基準監督署長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社Cセンター（以下「営業所」という。）において、新車のオプション装備の取付作業員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、出勤の準備中に急に立ち上がれなくなり、D病院に受診したところ、「うっ血性心不全、拡張型心筋症、心原性肺水腫」（以下「本件疾病」という。）と診断された。請求人によると、月平均100時間前後の常態的な長時間労働及び無休日・短休日の状況が長期にわたって続いていたという。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病を増悪・発症したのは業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に係る本件疾病の増悪・発症が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日及び翌〇日に発生した心不全の発作に関し、後に、E医療センターにおいて、「拡張型心筋症」と診断されているところ、F医師は、同疾病は請求人が有していた基礎疾病であるとしており、また、再審査請求代理人も同旨の意見を述べているところ、当審査会としても、請求人が「拡張型心筋症」の基礎疾病を有していたものと判断する。

(2) G医師によると、「拡張型心筋症」の主な病態は、心筋収縮不全による心不全症状にあるとされ、また、H医師及びF医師によると、拡張型心筋症は医学的に原因不明であり、遺伝的素因やウイルス感染、自己免疫異常などの関与が考えられ、同疾病へのり患が業務と関連性を持つものではないとされている。以上の医学的所見に鑑みると、請求人は、業務とは関連性を持ちえない基礎疾病として拡張型心筋症を発症していたものであり、本件においては、請求人の業務が同疾病を著しく増悪せしめたか否かを検討すべきものとなる。

(3) ところで、虚血性心疾患等に係る業務起因性については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと判断する。

認定基準の考え方によれば、高血圧性心疾患や心筋症のような業務が原因であるとは認められない基礎疾患を有する場合、基本的には、これらの心臓疾患が原因となって慢性的な経過で増悪し、又は不整脈等を併発して死亡等の重篤な状態に至ることが多いので、単に重篤な状態が業務遂行中に起こったとしても、直ちに、業務と発症との関連を認めることはできない。しかしながら、当審

査会としては、高血圧性心疾患や心筋症等の業務が原因であるとは認められない基礎疾患を有していたとしても、その病態が安定しており、直ちに重篤な状態に至るとは考えられない場合であって、業務による明らかな過重負荷によって急激に著しく増悪し重篤な状態に至ったと認められる場合には、業務と発症との関連を認めてしかるべきものであると思料する。

- (4) そこで、上記の考え方に照らし、業務による過重な負荷が請求人の基礎疾病を増悪させたか否かを検討すると、以下のとおりである。

当審査会では、請求人の基礎疾患としての拡張型心筋症の病態の状況及び増悪要因等について検討を尽くす必要があるものと判断し、I医療センター循環器内科J医師に鑑定意見を依頼したところ、同医師は、詳細な医学的意見を提出した。

- (5) まず、本件疾病の増悪ないし発症前に、請求人の病態が安定していたか等について検討すると、G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「請求人の症状は安定していたが、この間にも心筋の変化は進行していたものと考えられる。」と述べているが、当該心筋の変化を推認し得る具体的な事実を示しているものではなく、当該所見は、同疾病の経過変化に係る一般論を述べたにとどまるものであると考えることが相当である。これに対して、J医師は、比較的長時間労働を余儀なくされていた状態で特に心症状（息切れ・動悸など）を自覚せず過ごしていたことなど、請求人の実際の症状経過等を詳細に検討した上で、「病態は全く安定しており、直ちに重篤な状態に至るとは考えられない状態であった。」と述べている。

当審査会としては、本件疾病発症時に請求人の病態に係る変異を示唆する事情が見当たらない以上、請求人の病態は、少なくとも、直ちに重篤な状態に至るものではなかったものと判断する。

- (6) 次に、業務による明らかな過重負荷が存在していたと認められるかについて検討すると、請求人の時間外労働時間数は、発症前1か月に136時間17分、発症前2か月間の1か月あたり平均時間外労働時間数は102時間52分であり、著しく過度な長時間労働に従事していたと判断し得るものとなっている。また、業務内容についてみても、自動車の電装部品の取付けという常時注意力を要する業務であり、決して密度が低いとはいえないものであった。

- (7) さらに、請求人が上記過重負荷によって急激に著しく増悪し重篤な状態に至

ったかについて検討すると、G医師は、拡張型心筋症という疾患が進行性で予後不良なものであるとして、請求人は自然的経過で発症したものであるという趣旨の意見を述べているところ、確かに、同疾病が進行性であることは事実であり、請求人についても、たまたま上記発作発生日に顕著な症状が出た可能性は否定できない。しかしながら、上記のように、請求人は発作直前の時期において、極めて過密な労働に従事していた事実があり、当審査会としては、当該労働による著しい負荷によって同疾病が急激に増悪したとみる方が妥当であると判断する。

- (8) 以上のように、請求人の病態は安定していたところ、請求人は長期間において特に過重な労働に従事したために、同疾病が急激に増悪し重篤な状態に至ったものであることから、請求人に係る本件疾病の増悪・発症と業務との間には相当因果関係が認められるものと判断する。

3 結 論

以上のおり、請求人に係る本件疾病の増悪・発症は、業務上の事由によるものと認められるから、本件処分を取り消すこととして、主文のおり裁決する。